

『ナレッジ・マネジメント研究』投稿規程

[総則]

第1条（目的）

この規定は、日本ナレッジ・マネジメント学会が発行する学会誌である『ナレッジ・マネジメント研究 (Journal of Japanese Knowledge Management)』（以下、本学会誌）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。投稿を行う者はこの規定に記載する全ての事項を承諾したものとする。

第2条（発行回数）

本学会誌は、年1回発行される。

第3条（投稿資格）

本学会の個人会員または法人会員に所属する個人は、投稿資格を有する。但し、共著の場合は、第一執筆者が本学会の個人会員または法人会員であれば、第二執筆者以降は会員以外でもよい。

第4条（投稿原稿の種類）

査読付きの投稿可能な原稿は、以下の3種類とする。

- ① 研究論文 (Research Article)： ナレッジ・マネジメントに関する、学術研究に相応しいオリジナルな著述で、問題提起・方法論・分析結果とその理論的考察・明確な結論を備えたもの。理論的、実証的、または方法論的に、本学会の学術研究の発展に貢献しうるもの。総説論文 (Review article、レビュー論文) においては、先行研究等の総括が示され、将来展望を切り拓くことに資する独自性のある主張が認められるもの。
- ② 研究ノート (Research Note)： 先行研究を多数引用し、それらの成果や問題点について解説したもの。または、独自の調査やオリジナルな個別事例についての結果・報告で、ナレッジ・マネジメントの研究を進めていく上で資料的価値を認められるもの。
- ③ ケーススタディ (Case Study)： ナレッジ・マネジメントに関する企業や団体組織の事例研究であり、①テーマ関連の研究文献を踏まえて新たに具体的事例の課題を設定しており、②研究の調査方法等が適切であり、③問題の所在・原因に一定の言及が見られる、構成になっているもの。

投稿時には、上記①研究論文、②研究ノート、③ケーススタディのいずれかの種類で応募するのかをフェースシートに明記する。但し、編集委員会の判断により投稿者に種類の変更を求める場合がある。

原稿は、執筆要領、フェースシート、投稿原稿執筆テンプレート2024.12.2改訂の各要項に準拠したものでなければならない。これに逸脱する場合、論文の受理は行われない。

第5条（著作権の取り扱い）

本学会誌に掲載された論文、研究ノート、ケーススタディ等の著作権は本学会に帰属するものとする。

著作者が、自ら執筆した論文等を利用する場合（執筆者個人または執筆者が所属する組織のWeb サイトへ掲載する場合を含む）は、営利を目的（当該利用により、直接対価を得ることをいう）とする場合を除き、編集委員長の事前了承を得ることにより、原則認めるものとする。ただし、

- (1) 編集著作物の発行あるいは公開以降の利用であること
- (2) 当該論文等を利用した複製物、著作物またはWebサイト等の中に出典を明記すること

本学会が著作権を有する論文等に対し、第三者による著作権侵害があった場合には、本学会と執筆者が協力して解決を図るものとする。

本学会に投稿された論文等が、第三者の権利等の侵害に起因する問題を生じさせた場合、当該論文等の執筆者が一切の責任を負うものとする。

なお、本規程に定めのない事項に関しては、本学会および執筆者等が別途協議のうえ解決を図るものとする。

[投稿および査読審査]

第6条（審査方法）

原稿は編集委員会が依頼する匿名査読者2名による審査を受け、記述の修正が求められる場合もある。査読はダブルブラインド方式とする。尚、査読者2名の意見が分かれて投稿者が対応できないと認められた場合は、編集委員長あるいは編集委員長が委託する第3査読者が修正内容について最終決定をする。

編集委員が著者である場合は、当該編集委員は自分が著者である論文に関する議事・査読には参加しない。

査読者の選定

編集委員会の合議により査読者2名が決定される。なお、編集委員における著者の利害関係者は、査読者の選定に携わらない。査読や審査にも関わらない。

利害関係者とは、以下を指す。

- 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆等）
- 同一の所属関係（同一研究室の研究者等）
- 師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- 企業等の競合関係にあるもの

著者の利益相反者は、著者からの申し出に基づき、査読・審査から外れる。

第7条（投稿・審査時期）

原稿提出締切日は年1回、1月31日とする。（但し事情により変更する場合がある。）

原稿提出締切日は、ナレッジ・マネジメント学会のメールマガジンで告知する。投稿された原稿については、受稿した順番に随時審査プロセスを開始する。

第8条（剽窃、二重投稿の禁止、二重投稿と二次投稿に対する考え方）

1 剽窃（自己剽窃を含む）は、これを禁止する。

自己剽窃とは、著者が以前に発表した論文や記事の一部を、新しい著作に適切に引用せずに再利用することを指す。

2 二重投稿および二次投稿の定義

- 二重投稿：学会誌Aに投稿（査読）中の論文を、投稿（査読）中と同じ時期に学会誌Bへも投稿すること。
- 二次投稿：学会Aで投稿公表した論文の内容をさらに発展させ、投稿期間が重複しない形で後に学会誌Bへ投稿すること。

3 二重投稿の禁止

本誌「ナレッジ・マネジメント研究」では、二重投稿を認めない。

投稿原稿は未公開のものでかつ他の出版物・掲載物・Web サイト等への投稿予定のないものに限る。審査過程にある投稿された論文等は、同時に他機関の各種出版物への投稿および Web 等による公表をしてはならない。ただし、学位論文を書き換えた場合は、その旨を論文の脚注に明記し、原稿内に元の論文を引用しておくこと。

投稿の際に提出するフェースシートの当該項目により二重投稿がないことの確認とし、編集委員会による二重投稿の確認は行わない。二重投稿による責任は全て執筆者が負い、当学会は責任を負わない。二重投稿が発覚した場合は、その論文は取り下げとする。

4 二次投稿の扱い

本誌では、以下(a) (b) (c)をすべて満たし、5. の条件を満たす場合に限り二次投稿を認める。

- (a) 学会の全国大会や研究会での口頭発表論文を発展させたもの（学会やシンポジウムで発表された予稿を基にしたもの）
- (b) 学位論文（博士論文、修士論文、卒業論文など）
- (c) 他誌で掲載された論文の内容から50%以上の修正を行い、新たな観点が追加されるなど、内容が発展・深化していることが認められる場合

いずれの場合も、論文1ページ目の脚注に、二次投稿であることと、既発表文献の情報を明記する。なお、二次投稿によって発生した問題は執筆者が負い、当学会は責任を負わない。

5 二次投稿の条件

以下のいずれかを満たす必要がある。

- (a) 著者自身が元論文の著作権を所有していること（例：学位論文など）
- (b) 投稿論文が著作権上の問題がないこと

第9条（使用言語）

原稿の記述言語は、日本語あるいは英語とする。英語の場合、論文としての審査水準に達していない（英文が論文として適さない）場合は、投稿を取り下げることがある。

第10条（投稿パッケージ）

原稿は、本学会誌の執筆要項とテンプレートに基づき、Word等で作成し、編集可能な電子ファイルにて提出しなければならない。投稿には、以下のすべてが含まれなければならない。

(1) 原稿

(2) フェースシート1部（本学会ウェブサイトから様式を入手すること）

フェースシートと原稿はそれぞれ異なるデータファイルで作成すること。

第11条（投稿方法）

投稿は、電子メールを用いることとする。投稿アドレスは、以下の双方を宛先とする。

- 日本ナレッジ・マネジメント学会事務局『学会誌』編集委員会
kmsj@ibi-japan.co.jp
- 『ナレッジ・マネジメント研究』編集委員長 academic_journal@kmsj.org

投稿者には、『ナレッジ・マネジメント研究』編集委員長から受稿通知が電子メールによって送られる。投稿原稿、メディアなどは一切返却しない。

第12条（採択後）

採択原稿の執筆者校正は初校のみとし、校正時の原稿改訂は原則として認めない。

印刷および電子媒体による公開

本会は、学術研究への貢献を目的として、採録論文を印刷媒体に加え、電子的な論文データベース（J-STAGE等）に公開する場合がある。

第13条 利益相反

1 申告の義務

研究に関連して経済的利益や利益相反がある場合は、投稿時にフェースシートにて申告する。

2 開示の方法

利益相反については、論文中または編集委員会が指定する方法で明示する。

【付則】

第14条（本規程の改廃）

本規程の改廃は編集委員会によって行われ、理事会の承認を得るものとする。

日本ナレッジ・マネジメント学会事務局『学会誌』編集委員会

Tel : 03-5273-0473 e-mail: kmsj@ibi-japan.co.jp

問合せ先：『ナレッジ・マネジメント研究』編集委員長 西中美和

e-mail: academic_journal@kmsj.org

(2025年6月1日改訂)